

# 公益社団法人神奈川県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価事業実施要領

この実施要領は、公益社団法人神奈川県社会福祉士会「福祉サービス第三者評価事業」（以下「評価機関」という。）が、福祉サービス第三者評価の受審を希望する福祉サービス提供事業所（以下「事業所」という。）との契約に基づき、事業所に対する第三者評価を実施するにあたって必要な手順等を定めるものとする。

## 1、事業の目的

福祉サービス第三者評価は、事業所が、自ら提供しているサービスの内容について行った自己評価の結果と第三者の立場から行われる第三者評価の結果を対比して、両者の異同について考察し、総合的な評価を行うことにより、自らが提供しているサービスの質の確保と向上を図ることを目的とする。

また、あわせて第三者評価結果を利用者自らがサービスを選択することに役立てられるよう、「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」（以下「推進機構」という。）並びに「事業所」及び「評価機関」等を通して広く公開することを目的とする。

## 2、評価の方法

「全国社会福祉協議会」（以下「全社協」）、「推進機構」が定める国の評価基準ガイドラインの評価基準（障害者グループホームは神奈川県独自の基準）に基づき評価事業を行う。

「サービス評価」は、それぞれについて事業所が所定の必要書類を作成し、評価機関に提出された書類をもとに行う。また、評価は、一事業所を単位として行う。

## 3、評価調査員

- (1) 評価調査員は、推進機構の実施する調査員養成研修を修了し、推進機構に登録している者とする。
- (2) 評価調査員チームリーダーは前項に規定するほか、社会福祉士の資格を保有する者とする。
- (3) 評価調査員は対象事業所との利害関係を持たない者の中から、福祉サービス第三者評価事業運営委員会（以下、「運営委員会」という。）の推薦により、会長が委嘱するものとする。
- (4) 前項の「利害関係を持たない者」の判定については、評価調査員から、別に定める誓約書を徴することができる。

## 4、調査の方法

調査は、会長が委嘱する複数の評価調査員により、次に挙げる（1）並びに（2）の方法により行う。なお評価実施については事前に対象事業所へ実施内容の説明会を実施する。

### (1) 事前書面調査

事前書面調査は、評価機関が定めた期間内に、事業所等から次に挙げる書類の提出を受けることにより行う。

#### ア、サービス評価項目に関する自己評価調査

評価機関が定めたサービス評価票様式により、当該事業所を設置・運営する法人代表者の責任のもとに、事業所の代表者が従事者と協議しながら実施した直近の自己点検・自己評価結果について記した書類及びその結果の根拠となる資料についての調査を行う。

#### イ、利用者及び家族アンケート調査

利用者及び家族アンケートについては、社会的養護関係施設の場合は全国社会福祉協議会の様式に基づき実施し、障害高齢保育分野の場合は本会の定める様式によりアンケートを実施する。

### (2) 訪問調査

ア、訪問調査は、事前書面調査を実施した後に、複数の評価調査員が事業所を訪問し、所定の評価項目についての調査を行う。

イ、複数の評価調査員のうち、主たる評価調査員1名を評価調査員チームリーダーとする。

ウ、訪問調査は複数の評価調査員が原則として1日以上行うものとし、当該事業所の運営時状況の概要等について事業所代表者等から説明を受けた後、現状の確認及び所定の評価項目に関する利用者ヒヤリングなどの状況調査を行う。

エ、所定の調査作業を終了した後は、事業所代表者等に全体的な確認を行い、訪問調査を終了する。

## 5、評価調査決定のしくみ

- (1) 評価調査員チームリーダーは、訪問調査を行った評価調査員全員と合議した結果を調査報告書として遅滞なく評価機関に提出する。
- (2) 評価機関は、提出された調査報告書の写しを当該事業所に対して送付する。
- (3) 評価機関は、事業所に対して調査報告書の内容の疑義または事実誤認があると考えられる場合には、関係書類を添付したうえで、評価機関が定める期限内に申し出が出来る旨を通知する。
- (4) 評価機関は、評価結果の決定に向けた次の(5)(6)の手続きについても事業所に通知する。
- (5) 評価機関は、事業所に告知していた期間の経過後に、調査報告書並びに受審事業所から申し出られた疑義等の内容を参酌して、評価決定委員会で審議のうえ、評価結果報告書を作成し、評価機関としての評価結果を事業所に内示する。
- (6) 評価機関は、内示期間を経過したのちに、評価決定委員会委員長が評価結果を決定する。

## 6、評価結果報告書の通知

評価機関は、決定した評価結果を事業所に評価結果報告書として通知する。

## 7、評価結果の公表

評価機関は評価結果を決定した際には、評価結果を推進機構、全社協に報告しホームページ等を通して広く公表する。本会のホームページにも独自で公表する。

## 8、所属評価調査者の独自公表体制

登録調査員については、評価機関のホームページに推進機構登録番号を表示し公表する。公表する内容は以下の通りである。

- ・推進機構登録番号
- ・推進機構主催の研修修了状況
- ・登録有効期間内の評価調査活動実績
- ・次の(ア)(イ)に関する資格・主な経歴
  - (ア) 組織運営管理業務3年以上の経験又は同等
  - (イ) 福祉・医療・保健分野の有資格者もしくは学識経験者で3年以上の経験

## 9、守秘義務

- (1) 評価機関及び評価調査員は、事業所の調査によって知り得た事業所又は利用者もしくはその家族等の個人情報については、次に挙げる(2)の場合等の正当な理由がない限り、他に漏らしてはならない。
- (2) 評価機関は、評価調査員から明らかな法令違反等に関する報告を受けた場合には、関係行政機関と協議のうえ、適切な対応を行う。
- (3) 評価機関は、緊急を要する事項(利用者の生命、身体、人権等に対する重大な侵害等)及び明らかな法令違反等が認められた場合には、監督行政機関等に情報を提供できるものとする。

## 10、評価実施地域

評価機関の評価実施地域は、神奈川県内全域とする。

## 11、評価実施計画

実施計画については、別に定める。

## 12、評価機関との契約

評価機関は、この要領に基づく事業に関する事業所と評価機関との契約にあたっては、本実施要領を必ず添付することとする。

## 附 則

- 1 この要領は、2005年5月10日より実施する。
- 2 この要領は、2005年7月19日より実施する。
- 3 この要領は、2006年9月5日より実施する。
- 4 この要領は、2013年6月1日より実施する。
- 5 この要領は、2020年4月1日より実施する。  
ただし、8においては、2021年4月1日より実施するものとする。